



産廃エキスパート 産廃プロフェッショナル

優良性基準適合認定制度申請説明会

「申請」と「評価の基準」について

東京都知事指定第三者評価機関 公益財団法人 東京都環境公社 優良性認定評価室



資料目次

- <1> 申請の資格・申請区分
- <2> 申請区分の決定
- <3> 申請・審査・認定・公表までの流れ
- 〈4〉 申請手数料
- <5>申請・書面受付期間
- <6> Webエントリーの方法
- <7> 申請受付
- <8> 現地審査
- <9> 認定後

<1> 申請の資格・申請区分

- ■申請の資格・対象者
 - (1) 東京都知事又は八王子市長もしくはその両方の産業廃棄物処理業許可を 取得後1年以上の事業者
- (2)評価基準表でレベル確認をし、<u>基準を満たしていること</u> ※評価基準表は<2>で説明します。

新規申請の方はレベル確認後に、認定の区分を選んで申請してください。







<1> 申請の資格・申請区分

■申請区分

- 1 認定の区分
- (1) 産廃エキスパート(第1種評価基準):業界のトップランナー的優良事業者
- (2) 産廃プロフェッショナル(第2種評価基準):業界の中核的役割を担う優良事業者
- 2 業の区分 ※許可と同一の業の区分で申請してください。
 - (1) 収集運搬業(積替え保管を除く)
 - (2) 収集運搬業(積替え保管を含む)
 - (3) 中間処理業

<1> 申請の資格・申請区分

■申請区分

3 専門性評価基準

特別管理産業廃棄物における<mark>感染性廃棄物</mark>を取り扱う場合に 業の区分に加えて申請してください。

※専門性評価基準のみの単独申請はできません。



収集運搬業と中間処理業の許可を取得している場合は、<u>取得している全ての業を申請してください。</u> ただし、許可取得後1年に満たない場合は申請できません。

<2> 申請区分の決定

1. 評価基準表でレベル確認を行う

※評価基準表は公社Webページよりダウンロードできます。

評価基準表とは、「遵法性」、「安定性」及び「先進的な取組」の適合について判定するための評価をするものです。申請の前に以下の、基準を満たせるか確認してください。

区分	遵法性	安定性	先進的な取組		専門性 (感染性廃棄物)
産廃エキスパート	全項目	80%以上 <u>(一部必須)</u>	60%以上	+	全項目
産廃プロフェッショナル	· 必須 (100%)	70%以上	_		必 須 (100%)

≪産廃エキスパート対象≫令和5年から必須となった項目

- (1)インターネット情報公開
 - ①会社概要 ②施設及び処理状況 ③財務諸表 ④料金表等
- (2)電子マニフェストへの加入
- (3)財務基準 ①自己資本比率 ②経常利益金額等

<2> 申請区分の決定

2. 評価基準表 (例)

番	評	ф	小		審査	方法	去		申請者記入	
메	価項目	項目	項目	内 容	書面審査	現地審査	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	点数選択 令 点数選択 信	のチェック 書面提出時
13	ナル共通)	財務	業 司 資 本 比	直前3年の各事業 年度のうちいずれ かの事業年度にお ける自己資本比率 が10%以上又は 前事業年度の営業 利益金額等が0を 超える。	0		【基準】 1. 以下の①又は②のいずれかの基準に該当すること。 ①直前3年の各事業年度のいずれかの貸借対照表において、純資産合計の額を負債・純資産合計の額で除して得た比率が10%以上であること。 ②前事業年度における損益計算書において、営業利益の額に売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額が0を超えること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。	2		
14		·	経常利益金額等 産	直前3年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に該当損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額の平均額がのを超える。		₹l t	【基準】 1. 直前3年の各事業年度における損益計算書において、経常利益の額に売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額の平均値が0を超えていること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。 小項目・内容欄に太枠を付した安定性の項目を必ず取得していることとし	2	- d	
			水庄先	ニュンハートの中間	尹未飞	100	「「基準」	CVIC	9.	
15		財務		総資本経常利益率 が2%以上であ る。	0		1. 直前の事業年度の損益計算書の経常利益の額を貸借対照表の負債・ 純資産合計の額で除して得た比率が、2%(小数点以下切捨て)以上であること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する	2		

評価基準表での必須項目の見分け方産廃エキスパート対象

番	評	ф	Ŋ١		審查	方法			申請者	香記入	
号	価項目	項	項	内 容	書面審査	現地審査	審査の基準及び書面審査・現地審査の内容	配点	点数選択 令 と 会 に も に も に も に に に に に に に に に に に に に	チェ ェ ル カ け け	
13	ナル共通)	財務	業己 利資 益本 金比	直前3年の各事業 年度のうちいずれ かの事業年度にお ける自己資本比率 が10%以上又は 前事業年度の営業 利益金額等が0を 超える。	0		【基準】 1. 以下の①又は②のいずれかの基準に該当すること。 ①直前3年の各事業年度のいずれかの貸借対照表において、純資産合計の額を負債・純資産合計の額で除して得た比率が10%以上であること。 ②前事業年度における損益計算書において、営業利益の額に売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額が0を超えること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、寒杏す	2			
14		状況	経常利益金額等	直前3年の各事業 年度における損益 計算書上の経常利 益金額に該当損益 計算書上の減価償 却費の額を加えて 得た額の平均額が のを超える。	0		産廃エキスパート対象の安定性での必須項目は に売上原価や販売であること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。		太	枠	- 網かけが目印です。
			※産廃	エキスパートの申請 	事業:	者に、 	小項目・内容欄に太枠を付した安定性の項目を必ず取得していることとし	ている	tす。		
15	•	財務	経常利益率	総資本経常利益率 が2%以上であ る。	0		【基準】 1. 直前の事業年度の損益計算書の経常利益の額を貸借対照表の負債・純資産合計の額で除して得た比率が、2%(小数点以下切捨て)以上であること。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する	2			

<2> 申請区分の決定

3. 自己評価の方法

									•	_	
12	フェッシ	財	自己資本比率	直前3年の各事業 年度の自己資本比 率が0%を超え る。	0	【基準】 1. 直前3年間の貸借対照表において、純資産合計の額を負債・純資産合計の額で除して得た比率が各事業年度とも0を超えていること。 【書面審査】 1. 基準1. を経営状況確認書(様式第6号)及び様式第6号の添付書面で審査する。	2				① ▼ チェック ボックスをクリック
13	ョナル	務	営業利益や	日 年度のうちいずれ 資 かの事業年度にお		【基準】 1. 以下の①又は②のいずれかの基準に該当すること。 ①直前3年の各事業年度のいずれかの貸借対照表において、純資産合計の額を負債・純資産合計の額で除して得た比率が10%以上であること。 ②前事業年度における損益計算書において、営業利益の額に売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額が0を超える	2	2			②配点がリストダ ウンされます。
		状	金比 額率 等	が10%以上又は 前事業年度の営業 利益金額等が0を 超える。	1	こと。 【書面審査】 1. 基準1. を様式第6号及び様式第6号の添付書面により、審査する。					③自己採点を 選択します。
						(合計)	1点	65点			
			スパーフェッ	-ト 809 ショナル 709	_	(得点÷配点=得点率)		91%			④得点と得点率 が表示されます。

ダウンロードした評価基準表の評価項目の内容について、自社が取り組んでいるか確認してください。該当する各項目の得点の合計が基準を満たしていれば適合となる可能性があります。

実際の適合判定は、評価員による書面審査及び現地審査の結果を基に評価委員会によって行います。

<3> 申請から審査・認定証交付までの流れ(概要)

(1) レベル確認

エキスパートorプロフェッショナルの自己評価はしましたか?

Yes \rightarrow (2) \land

No →東京都環境公社Webページから、申請する業の『評価基準表』 をダウンロードし自己評価を行う。

★公社Web→優良性基準適合認定事業→お知らせ→評価基準表

レベル等 に迷った 時は、お 気軽に公 社事務局

(2) Webエントリーと申請書類作成、申請手数料振込

- ① 東京都環境公社Webページの【Webエントリー】から入力する。
- ②必要書類を印刷・ダウンロード保存し、必要項目を入力し印刷する。
- ③『評価基準表』の【書面審査】に基づく書類を準備する。
- ④ 申請手数料の振込をする。
- ⑤ 書類にインデックスをつけ、ファイルに綴じる。(正本・副本作成)

(3) 申請書類を提出(郵送)

- ① 正本一式
- ② 副本の様式第1号の1枚目のみ(受付印を押して返却します)
- ③ 担当者の名刺
- ④ 返信用封筒(切手貼り付け)※②の返却用
- ⑤ レターパック(プラスかライト)※認定証交付時使用 *④⑤には返送先を記入してください。



4) 書面審査

★書面審査を行います。·不足書類は追加で提出していただきます。

(5) 現地審査

★現地審査を行います。日程はメールにて連絡します。副本及び『評価 基準表』の【現地審査】に係る書類を用意してください。

(6) 評価委員会【判定】

★審査結果の判定を行います。

(7) 公表と通知

- ★東京都、八王子市、公社のHPで公表を行います。
- ★「判定結果通知書」の郵送

(8) 認定証交付

- ★1月(新規)認定事業者 認定証交付
- ★3月(更新)認定事業者 認定証交付

<評価委員会の様子>



<東京都優良事業者認定証>



<4> 申請手数料



- ・振込口座、金額は申請の手引きまたは公社Webページでご確認ください。
- ・提出書類の一部として「振込人受取書」「ご利用明細(ATM)」等、 振込が確認できる書面の写しを提出していただきます。
 - ※必ず申請会社名を記載してください。
- ・ネットバンキングを利用した場合は、取引明細が記載されている画面の写しを ご提出ください。
- ※振込手数料は申請者の負担となります。
- ※一度納入された申請手数料は原則返金いたしません。 産廃エキスパートの基準を満たせず、産廃プロフェッショナルとなった場合にも、差額の返金は いたしませんので、必ず中誌の前に評価其準書を使用してしばし確認をし、其準を満たしている。

いたしませんので、必ず申請の前に評価基準表を使用してレベル確認をし、基準を満たしているかの確認をお願いいたします。

※島しょ・都外の遠隔地での現地審査につきましては、別途交通費等を請求いたします。

<5> 申請・書面受付期間

- ① Webエントリー:5月19日(月)~6月30日(月)
- ② 申請書面受付期間
 - ■更新申請
 - ・ 収集運搬業 (積替え保管を除く)
 - :5月19日(月)~7月18日(金)
 - ・ 収集運搬業 (積替え保管を含む)
 - :5月19日(月)~7月25日(金)
 - 中間処理業
 - :5月19日(月)~7月25日(金)
 - 収集運搬業 + 中間処理業(同時申請)
 - :5月19日(月)~7月31日(木)
 - ■新規申請
 - すべての業の区分
 - :5月19日(月)~8月20日(水)

- ・更新申請事業者様は、郵送にてお送りしている「申請の手引き」2頁を参照してください。
- 公社Webページ「申請の手引き」からダウンロードすることができます。

東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・ 資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度

> 産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル 申請の手引き





<6> Webエントリーの方法



Webエントリーをクリック

中萌受付について

- ① Webエントリー
 - ■〒和7年5月19日(月)より入力できます。
 - ■Webエントリーにより、申請事項を登録してください。
 - ※入力の方法についてはこちら[PDF]
 - ■Webエントリーは、6月末までに行ってください。 ※エントリーすると、必要な申請書類のダウンロードができるようになります。

②申請

- ■ダウンロードした申請書類と、『評価基準表』の【書面審査】に基づく書類を準備してください。
- ■申請手数料の振込後、これらの書類を下記期間内に公社事務局に提出することで申請となります。

【申請期間について】公社 事務局必着

≪更新申請≫

- ・収集運搬業 (積替え保管を除く):令和7年5月19日(月)~7月18日(金)
- ・収集運搬業 (積替え保管を含む): 令和7年5月19日(月)~7月25日(金)
- ·中間処理業:令和7年5月19日(月)~7月25日(金)
- ・収集運搬業 + 中間処理業(同時申請):令和7年5月19日(月)~7月31日(木)

≪新規申請≫

・すべての業の区分: 令和7年5月19日(月)~8月20日(水)

<6> WEBエントリーの方法



2025年度 優良性基準適合認定制度 申請フォーム

下記、必要事項をご記入の上、「送信」ボタンを押してください。(※印は必須事項です)

注意

申請フォームを途中で閉じてしまうと保存ができません。お時間に余裕のある時に取り組んでください。

■ 申請事項

	申記	青1(<u>リセット</u>)	申請2(<u>リセット</u>)			
申諸内容 ※	○ 新規申請		◉ 更新申請	〇 新規申請	◉ 更新申請			
申請する認定の区分 ※	○ 産廃エキスパ〜		● 産廃プロフェッショ ナル	○産廃エキスパート	● 産廃プロフェッショ ナル			
	□ 収集運搬業(積	替え1	保管を除く)	□ 収集運搬業(積替え保管を除ぐ)				
	☑ 収集運搬業(積替え保管を含む)			□ 収集運搬業(積替え保管を含む)				
	● 専門性 有	○ 収集運搬業(積替え保 管を除く)						
申諮する業の区分 ※			双集運搬業(積替え保 含む)					
	〇専門性 無							
	□ 中間処理業			☑ 中間処理業				
				○ 専門性 有	● 専門性 無			

■ 申請内容(申請手数料は、消費税および地方消費税を含む)

	申請內容	認定の区分	業の区分	専門性の有無 (有の場合:業の区分)	申請手数料(円)
申請内容(白動しカナカキ	更新	産廃プロフェッショナル	収集運搬業(積替え保	収集運搬業(積替え保	

~ WEBエントリー~

申請事項入力時に必要な情報として下記の書類をお手元にご用意ください。

- ①東京都、八王子市の産業廃棄物処理業の許可証
- ②最新の優良性認定証(更新者のみ)
- ③東京都に届出している登録車両の<u>都内の駐車場</u>の 所在地がわかるもの(収運業のみ)

④国の優良認定を令和5年4月1日以降に取得している場合は、その許可証(他道府県を含む)

①必要事項を入力

<u>許可証の記載</u> <u>どおり</u>に入力 してください。



②確認して送信



③申請書類をダウンロード保存し、 書類を作成してください。

~ 書類のダウンロード~

<6>申請エントリーの方法

重要

一度画面を閉じてしまうと初めか ら再入力となってしまいます!

全てのデータを 「ダウンロードして では、 でください。

申請書類 (様式 評価基準表



<6>申請エントリーの方法 ~ 書類のダウンロード~

すべてダウンロードし、 ご自身のパソコンのデスクトップ等に 保存してください。

た申請データです。(ebエントリーで入力) ダウンロードして保存 像良性基準適合認定制度 申請データ 中請書類チェック表(インデックス表)(PDF) ダウンロードして保存 ダウンロードして保存 様式第1号 認定申請書(PDF) 様式第2号 同意書(PDF) ダウンロードして保存 様式第3号 不利益処分に該当しない旨の誓約書 ダウンロードして保存 (PDF) ダウンロードして保存 様式第4号 納税等の状況に関する誓約書(PDF) 様式第7号 労働災害の発生状況に関する自己申告書 グウンロードして保存 様式第5号 情報公開に関する確認書 (Excel形式)= ダウンロードして保存 様式第6号 経営状況確認書(Excel形式) グウンロードして保存 収集運搬業(積替え保管を除く)(Excel ダウンロードして保存 形式) のみ表示されます。申請する業の区分の書式 中間処理業(Excel形式) ダウンロードして保存 評価基準表 専門性・収集運搬業(積替え保管を除 ダウンロードして保存 <)(Excel形式) グウンロードして保存 専門性·中間処理業(Excel形式)

「入力した申請データ」です。

ダウンロードして保存してください。

※印刷は不要です。

PDF形式のものは、

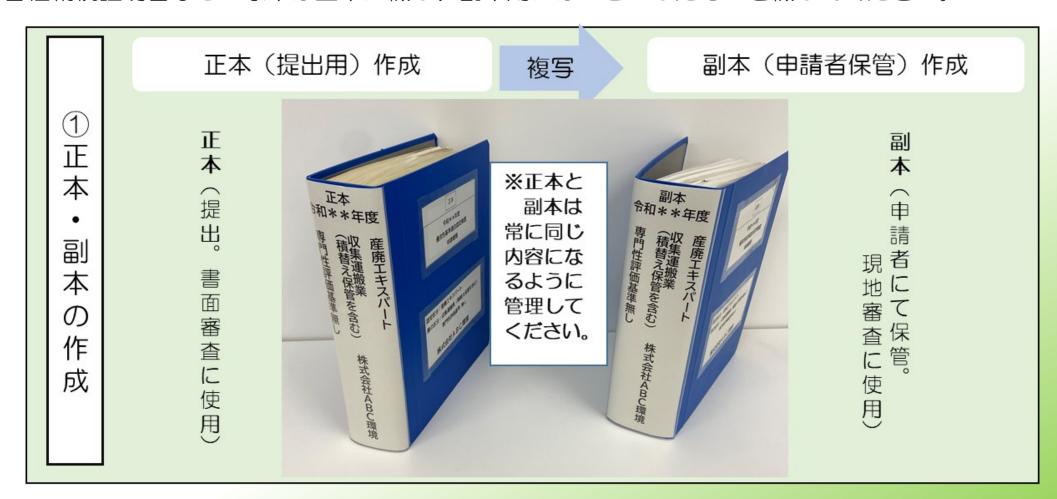
- 入力した一部が転記されます。
- ・ダウンロード保存後、印刷して必要事項を追 記の上、ご提出ください。

エクセル形式のものは、

ダウンロード保存後、社名と必要事項を入力の 上、印刷してご提出ください。

<7> 申請受付

- ・ダウンロードした様式と、審査に必要な書類をチューブファイルに綴じこみ、 提出用に正本を、現地審査用に副本を作成してください。
- 各種納税証明書などの原本は正本に綴じ、副本用にはコピーしたものを綴じてください。



申請受付 <7>

- ・提出する書類は以下のとおりです。返信用の封筒に、様式第1号の表紙に受領印を 押したものを入れてお返しします。副本に綴じて保管してください。
- ・認定を取得できた際に、申請時にご提出いただいたレターパックに認定証を入れて お送りします。

受領印が押され、 返送された様式 第1号は、副本 の1番上に綴じ てください。

<提出するもの>①正本 ②副本の様式第1号のみ ③担当者の名刺

④返信用封筒(切手貼付け)⑤レターパック

書 類 提 出 郵 送





13-00-*****

**** Has Has Harr

■ 八王子市の産業廃棄物処理業許可証番号(取得している全ての業)

収集運搬等

权集運搬業

双集運搬業

NEW TOTAL BEST

度量遊童物

<7> 申請受付

書類軽減についてのご案内

収集運搬業と中間処理業を同時申請される方は、申請書類 チェック表及び様式第1号~7号とそれに付随する添付書類 等については、

1部のみ用意し、収集運搬業のファイルに綴じこんでご提出ください。

- ※中間処理業用にコピーして提出いただく必要はありません。
- ※収集運搬業の副本には、正本のコピーを綴じてください。

「重複書面」

中間処理業

評価基準表番号24 <労働安全衛生(現場管理)>

収集運搬業(積替え保管を含む) 20 <労働安全衛生(現場管理)> に記載有り

※書面内容が、すべて重複しているため。

24

<1部の提出で良いもの>

〇申請書類チェック表

○様式第1号~第7号

〇各種納税証明書

○財務諸表

〇振込確認書

○労働者死傷病報告書

その他、書類の作成上重複するものについては、白紙にインデックス番号を付けた上で、左の図のように記載していただければ結構です。

<8> 現地審査

く準備する書類>

①評価基準表にて【現地審査】と記載された書類 および ②副本(正本と同内容) を審査を行う施設 に集めて用意してください。

審査日程及び確認するマニフェスト等の詳細については、<u>事前にご担当者様へメールで連絡いたします。</u> 連絡した内容をよく確認いただき、前もって準備してください。



副本を作成していない → 現地審査ができません 現地審査書類が集まっていない → 場合によっては再訪問 インデックスをつけていない → 審査に時間がかかります 正本と異なって資料が不足している → その場で資料を再要求

<審査に要する時間>

- ・ 単独の業の区分:原則、午後のうち2~3時間程度
- 複数の業の区分:午前及び午後
- 「経営理念」の評価項目確認にあたり、訪問時間のうち15分程度の時間で経営者インタビューを行います。 その時間だけで構いませんので経営層の方に必ず同席いただくよう調整ください。なお、事前にインタビュー内容を簡単にメモしたものをご用意いただくとスムーズです。

<審査の流れ>

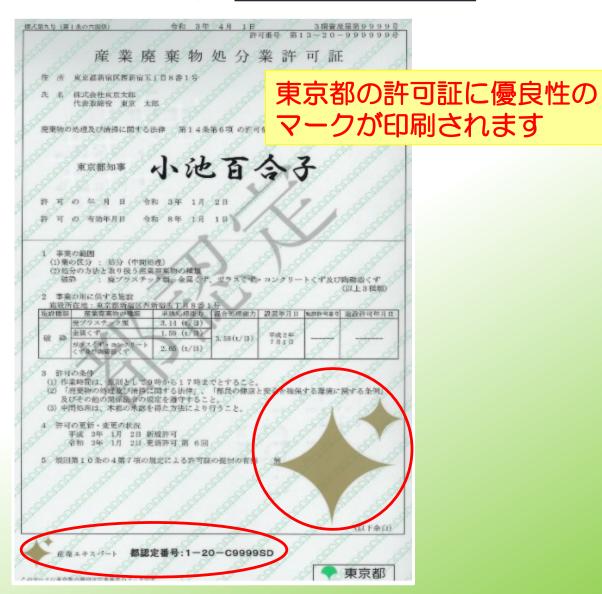
• 一般的な流れについては、「申請の手引き」(公社ホームページ)をご確認ください。

<9> 認定後

優良事業者認定証の交付



業の許可証への記載 (環境局への申請が必要)



<9> 認定後

ロゴマーク (データ)

<名刺等に使用>

株式会社 〇〇〇〇 産廃エキスパート 2009年度 中間処理業 係長 環境 太郎 東京都新宿区西新宿×丁目×番×号 中央ビル電話 03-1234-×××× FAX 03-1234-××××

ロゴマーク (シール・マグネット)



営業用リーフレット





・公社Webページ からダウンロード





- ①ロゴマーク(シール式) サイズ190mm×74mm 1セット10枚入 5,500円(税送料込)
- ②ロゴマーク(マグネット式) サイズ295mm×150mm 1枚 1,000円(税送料込) 10枚以上の申込で10%割引
- ③ロゴマーク(データ) 無料

詳しくは、公社Webページを ご確認ください。







産廃エキスパート 産廃プロフェッショナル

優良性基準適合認定制度申請説明会

続いては、「認定取得に向けてのポイント①遵法性について」の動画で、 産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル共通項目である遵法性について説明 します。

【問合せ先】

東京都知事指定第三者評価機関 (公財) 東京都環境公社 優良性認定評価室 MAIL:yuryo-nintei@tokyokankyo.jp TFI:03-3644-1381

出典

- 優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル (平成23年3月(令和2年10月)改訂 環境省環境再牛・資源循環局廃棄物規制課)
- 優良産廃処理業者認定制度「事業の透明性」における公表情報の作成ポイント (公財) 産業廃棄物処理事業振興財団企画部優良化事業推進チーム

携帯・スマートフォンの場合は、右側QRコードから 直接優良性のホームページにアクセスできます。

